ダイニーキャッシュレス利用規約

本ダイニーキャッシュレス利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社ダイニー（以下「当社」といいます。）の提供する本サービス（第2条に定義）のご利用にあたり、ダイニーキャッシュレス利用店（第2条に定義）の皆様に遵守していただかなければならない事項及び当社とダイニーキャッシュレス利用店の皆様との間の権利義務関係が定められております。本サービスをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願い致します。

第1条　適用

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社とダイニーキャッシュレス利用店との間の権利義務関係を定めることを目的とし、ダイニーキャッシュレス利用店と当社の間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト（第2条に定義）上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約と本申込書の記載が矛盾抵触する場合には、本申込書の記載が優先するものとします。
4. 当社が本サービスに関連して提供する機能又はサービス（以下「ダイニーキャッシュレス関連サービス等」といいます。）に関して別途定める規定（以下「ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約」といいます。）は、本規約の一部を構成するものとします。なお、ダイニーキャッシュレス関連サービス等については、ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約に特段の定めがない限り、本規約上、「本サービス」の定義に含まれるものとして取り扱われ、本規約の各条項を適用するものとし、また、ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約の違反は、本規約の違反として取り扱うものとします。
5. ダイニーキャッシュレス利用店がダイニーキャッシュレス関連サービス等を利用する場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、それぞれに対応するダイニーキャッシュレス関連サービス等規約に同意した上で、ダイニーキャッシュレス利用店が当該ダイニーキャッシュレス関連サービス等の利用を申し込み、当社がこれを承諾したときに、当該ダイニーキャッシュレス関連サービス等の利用を開始することができます。また、ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約の新設又は変更が、ダイニーキャッシュレス利用費用の変更を伴う場合には、第22条第3項の定めるところによるものとします。
6. 本規約に同意のうえ本サービスを利用しているダイニーキャッシュレス利用店のうち、ダイニー加盟店規約に同意していないダイニーキャッシュレス利用店（以下「加盟店規約未締結利用店」といいます。）についても、本規約に従って本サービスの利用を継続する限り、引き続き本規約の各規定が適用されるものとします。
7. 加盟店規約未締結利用店を除き、本規約に定めのない事項については、ダイニー加盟店規約が適用されるものとし、本規約（本申込書の記載を含みます。）とダイニー加盟店規約の定めが矛盾抵触する場合には、本サービスに関しては本規約が優先して適用されるものとします。

第**2**条　定義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

(1) 「アカウント情報」とは、第9条第1項に定める「アカウント情報」を意味します。
(2) 「アカウントデータ」とは、第19条の2第1項に定める「アカウントデータ」を意味します。
(3) 「外部サービス」とは、当社以外の事業者が提供し、本サービスの実施に利用されるサービスを意味します。
(4) 「外部事業者」とは、外部サービスのサービス提供者（イシュア、クレジットカード会社、Adyen　Japan株式会社その他のアクワイアラー及び決済代行業者等（それらを総称して以下「決済代行業者等」といいます。）を含みますが、これらに限られません。）を意味します。
(5) 「外部利用規約」とは、ダイニーキャッシュレス利用店と外部事業者との権利関係を定める規約を意味します。
(6) 「加盟店端末」とは、ダイニーキャッシュレス利用店が自ら所有し、又は当社以外の第三者から貸借している端末であって、ダイニーキャッシュレス利用店が本サービスを利用するために使用するスマートフォン、タブレットその他の端末（本件機器を除きます。）を意味します。
(7) 「加盟店端末基準等」とは、第7条の3に定める「加盟店端末基準等」を意味します。
(8) 「加盟店規約未締結利用店」とは、第1条第6項に定める「加盟店規約未締結利用店」を意味します。
(9) 「クレジットカード等」とは、クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード、コード決済その他の支払手段（カードであるかを問わず、支払手段として使用される情報記録媒体及び当該支払手段の決済に用いられる情報を含みます。）のうち、本サービス上で使用することができるものとして当社が指定したものを意味します。
(10) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」を意味します。

(11)「自然故障」とは、第7条の2第2項に定める「自然故障」を意味します。
(12)「支配権移転事由」とは、第24条第3項に定める「支配権移転事由」を意味します。
(13)「ダイニー加盟店規約」とは、ダイニー加盟店規約（https://dinii.jp/merchant-terms/）を意味します。
(14)「ダイニーキャッシュレス関連サービス等」とは、第1条第4項に定める「ダイニーキャッシュレス関連サービス等」を意味します。
(15)「ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約」とは、第1条第4項に定める「ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約」を意味します。
(16)「ダイニーキャッシュレス利用店」とは、第3条により、当社と利用契約を締結した者を意味します。
(17)「ダイニーキャッシュレス利用費用」とは、本サービスの利用の対価を意味し、「ダイニーキャッシュレス利用費用」には、（ⅰ）当社が定めるプラン別の固定の料金（但し、当社が第22条第3項の手続に従って固定の料金があるプランを新設又は変更した場合に限り、当社ウェブサイト等により別途掲示する別表に定められるものとします。）及び（ⅱ）当社ウェブサイト等によりダイニーキャッシュレス利用店に通知等する「ダイニーキャッシュレス利用費用の利率」を本代金の金額に乗じて計算される変動の料金を含むものとします。
(18)「支払サイクル別表」とは、第8条第4項に定める「支払サイクル別表」を意味します。
(19)「提携金融機関」とは、外部事業者のうち、当社と提携し、当社が情報の提供等を行うことにより、ダイニーキャッシュレス利用店に対するダイニーキャッシュレス関連サービス等の金融サービスの開発又は提供その他の金融サービスを行う金融機関を意味します。
(20)「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
(21)「チャージバック事由等」とは、第11条第1項第10号に定める「チャージバック事由等」を意味します。
(22)「注文者」とは、ダイニーキャッシュレス利用店において本商品を購入した者を意味します。
(23)「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「https://www.dinii.jp/」である当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
(24)「当社ウェブサイト等」とは、当社ウェブサイト、当社所定の申込フォーム、電子メール、本サービスの管理画面等の総称を意味します。
(25)「問い合わせ等」とは、第4条第5項に定める「問い合わせ等」を意味します。
(26)「注文者間売買契約」とは、第6条に定める「注文者間売買契約」を意味します。
(27)「反社会的勢力等」とは、第21条第1項各号に該当する者を意味します。
(28)「秘密情報」とは、第18条第1項に定める「秘密情報」を意味します。
(29)「不正取引等」とは、第11条第1項各号に定める「不正取引等」を意味します。
(30)「ブランド規則等」とは、第4条第2項に定める「ブランド規則等」を意味します。
(31)「法令等」とは、法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制の総称を意味します。
(32)「本サービス」とは、当社が提供する「ダイニーキャッシュレス」という名称の飲食店向けの決済サービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）を意味します。
(33)「本アプリ」とは、本件機器又は加盟店端末にダウンロードし、所定の認証を経て起動することにより本サービスを利用することができるソフトウェアであって、当社が提供するものを意味します。
(34)「本件機器」とは、本サービスの利用のために必要な決済端末を意味します。
(35)「本商品」とは、ダイニーキャッシュレス利用店が販売する商品を意味します。
(36)「本支払代金」とは、第8条第4項に定める「本支払代金」を意味します。
(37)「本代金」とは、注文者間売買契約に基づく商品の代金を意味します。
(38)「本導入審査」とは、第3条第3項に定める「本導入審査」を意味します。
(39)「本申込書」とは、当社が定める様式でダイニーキャッシュレス利用店から当社に対して提出された本サービスの利用に関する申込書を意味します。
(40)「暴力団員等」とは、第21条第1項第1号に定める「暴力団員等」を意味します。
(41)「利用希望者」とは、第3条第1項に定める「利用希望者」を意味します。
(42)「利用契約」とは、本サービスの利用に関して当社とダイニーキャッシュレス利用店との間に成立する契約を意味します。
(43)「レンタル期間」とは、第7条第1項に定める「レンタル期間」を意味します。
(44)「役員等」とは、第21条第1項に定める「役員等」を意味します。
(45)「DCC」とは、第8条の2第1項に定める「DCC」を意味します。
(46)「PCIDSS」とは、Payment Card Industry Data Security Standardの略称であり、国際カードブランド会社が共同で策定したカード情報及び取引情報の保護に関するセキュリティ基準を意味します。なお、本規約において、当社が対応しているバージョンのPCIDSSを指します。

第**3**条　申込み等

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、本規約及びダイニー加盟店規約に同意のうえ、当社に対して、本申込書を提出し、オンライン及びオフラインに関する本サービスの利用に関する契約の申込みをします。
2. 利用契約の申込みは必ず本サービスを利用する法人又は個人事業主自身が行わなければなりません。また、利用希望者は、利用契約の申込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
3. 当社及び決済代行業者等は、利用希望者が本サービスを導入するにあたって、適切な資格を有するか否かを審査（以下「本導入審査」といいます。）することができ、利用希望者は、本導入審査に協力するものとします。
4. 本導入審査にあたって、利用希望者は、当社又は決済代行業者等の指示に従い、利用希望者及び本サービスの利用を希望する店舗に関する資料等（利用希望者の本人確認書類等、登記情報及びその他当社が指示する資料を含みます。）を提出するものとします。
5. 本導入審査の完了後、利用希望者の申込みを当社が承諾した時点で、当社と利用希望者との間に利用契約が成立するものとします。なお、申込み内容等を精査した結果、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、当社は、申込みを承諾しない場合があります。また、利用希望者の本サービスの導入に関しては、決済代行業者等が最終的な決定権限を有しており、当社は、かかる最終的な決定権限を有しておらず、本導入審査の結果、利用希望者が本サービスを導入できない場合であっても、当社は、責任を負うものではありません。
   (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
   (2) 当社に提供された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
   (3) 過去に本サービス又は当社の他のサービスに関して利用の停止又は取消等の処分を受けた場合
   (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合。但し、未成年者が本サービスの利用を希望し、親権者の同意を得る又は事前に営業の許可を得た場合は、本号に該当しないものとします。未成年者が本サービスを利用したときは、親権者の同意を得たものとみなします。
   (5) 反社会的勢力等である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
   (6) 独自ドメインのメールアドレス（無料で登録できるメールアドレスを含みません。）を有しない場合。但し、当社の特別の承認を得た場合は、本号に該当しないものとします。
   (7) 日本国内に営業所又は居所を有さない法人及び個人事業主である場合
   (8) その他当社が本サービスの利用を適当ではないと合理的に判断した場合
6. 当社が申込みを承諾しない場合、当社は、利用希望者に対して、承諾をしない理由を開示する義務を負いません。
7. ダイニーキャッシュレス利用店は、当社が要請した場合には、当社が指定するLINEヤフー株式会社が提供するサービスに関する利用規約に同意の上、同社が提供するLINE公式アカウントに登録するものとします。
8. ダイニーキャッシュレス利用店は、申込書記載の情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。
9. ダイニーキャッシュレス利用店は、ダイニーキャッシュレス利用店が提供した情報のうち、商号又は屋号、事業者氏名、店舗名、住所、電話番号、代表者名及び担当者名が当社ウェブサイト上で公開されることに同意するものとします。
10. 第2項の規定に違反して利用希望者が不実の情報を提供したこと又は第5項各号のいずれかに該当する事実を秘匿していたことが利用契約の成立後に判明した場合、当社は、当該利用契約を遡って解除することができるものとします。この場合、当社は、当該解除までに支払った本支払代金の全部又は一部の返還をダイニーキャッシュレス利用店に対して求めることができるものとします。

第**4**条　ダイニーキャッシュレス利用店の管理等

1. 当社は、本規約の定めに従って、ダイニーキャッシュレス利用店を管理し、監督するものとします。かかる管理及び監督に関する責任については、本規約の定めに従って、当社が責任を負うものとします。
2. ダイニーキャッシュレス利用店は、当社が提携する決済代行業者等、及び当該決済代行業者等が

加盟するクレジットカード等の国際ブランドその他の決済ネットワークの運営者が定める規則、基準、ガイドライン、指示等（改定があった場合には改定後のものをいい、以下「ブランド規則等」といいます。）に準拠して本サービスを利用しなければならず、これに要する費用はダイニーキャッシュレス利用店が負担するものとします。また、ダイニーキャッシュレス利用店に起因して、当社又は決済代行業者等がブランド規則等に基づき違約金等を課された場合であって、当社がこれを負担したときは、ダイニーキャッシュレス利用店は、当社に対し、当該負担額と同額を支払う義務を負うものとします。

3. ダイニーキャッシュレス利用店は、自らに対して適用される法令等を遵守し、自らの取引が法令等に違反することを知りながら取引をしてはならないものとし、また、善良な管理者としての注意義務を果たせば法令等に違反することを知ることができたにも拘わらず、その注意義務を怠って取引をしてはならないものとします。
4. 当社は、秘密情報の漏洩が発覚した場合又は当社がダイニーキャッシュレス利用店を管理するために必要であると合理的に判断した場合には、ダイニーキャッシュレス利用店に対して、当社が合理的に必要と認める調査を行うことができるものとし、ダイニーキャッシュレス利用店はこれに応じ、資料の提出その他必要な対応を行うものとします。
5. 本商品の注文者とダイニーキャッシュレス利用店の取引において、その有効性、本代金の支払、その他本商品又は本代金に関連して発生する一切の問い合わせ、苦情又は裁判外若しくは裁判上での何らかの請求若しくは紛議（以下「問い合わせ等」といいます。）が発生した場合には、当社は、注文者に対して、かかる問い合わせ等の窓口として対応するものとし、問い合わせ等の原因を調査するものとします。
6. 前項の調査の結果、問い合わせ等の原因がダイニーキャッシュレス利用店の責めに帰すべき事由によらない場合及び問い合わせ等の原因が当社又は当社が契約している決済代行業者等の責めに帰すべき事由に起因する場合には、当社がその責任を負うものとします。
7. 当社がダイニーキャッシュレス利用店に対して本サービスの利用に関する事項の報告を要請した場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、これに従い、当該事項の報告を行うものとします。
8. ダイニーキャッシュレス利用店は、以下の事項を変更しようとする場合又は変更の事実があった場合、関連する資料を添えて、当該変更の内容を書面その他当社の指定する方法によって当社に届け出るものとします。
   (1) ダイニーキャッシュレス利用店の名称、住所、電話番号又はファクシミリ番号、電子メールアドレス及び法人番号を有する場合には法人番号
   (2) ダイニーキャッシュレス利用店の代表者又はこれに準じる者の氏名及び生年月日
   (3) ダイニーキャッシュレス利用店で取り扱う本商品及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
   (4) ダイニーキャッシュレス利用店が取り扱う本商品のウェブサイトURL
   (5) 特定商取引法による行政処分又は消費者契約法違反を理由とする敗訴判決を受けたという事実
   (6) 本支払代金の振込先口座
   (7) その他当社が指定する事項
9. ダイニーキャッシュレス利用店の本サービス上における本代金の金額が当社が定める一定金額に達した場合その他決済代行業者等から決済代行業者等の定める規約（Adyen's Processor Terms and Conditionsを含みますが、これに限られません。）等を遵守することが求められた場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、決済代行業者等の指示に従って対応（決済代行業者等の規約に同意することも含みますが、これに限られません。）するものとします。
10. 前項までの規定にかかわらず、ダイニーキャッシュレス利用店が第8項の届出のうち本支払代金の振込先口座その他当社が別途指定する重要事項に係る変更を行う場合には、当該変更は、当社所定の本人確認等の手続が完了した時に効力を生じるものとします。当該変更が本支払代金の支払に反映される時期は、当該本人確認等の手続の完了後に到来する最初の支払時期に係る本支払代金からとします。
11. 当社は、ダイニーキャッシュレス利用店が届け出た本支払代金の振込先口座の名義がダイニーキャッシュレス利用店の名義（ダイニーキャッシュレス利用店が法人である場合は当該法人の名義）と異なる場合には、当該名義の口座が届け出られるまでの間、本支払代金の支払を留保することができるものとします。

第**5**条　本サービスの利用

ダイニーキャッシュレス利用店は、利用契約の有効期間中、本規約に従って、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。

第**6**条　当社の役割

当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対して、本サービスを提供しますが、ダイニーキャッシュレス利用店と注文者との間に成立する売買契約（以下「注文者間売買契約」といいます。）の当事者にはならず、注文者間売買契約及び注文者に関する一切の事項について、何らの責任を負わないものとします。

第**7**条　本件機器のレンタルについて

1. 当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対して、ダイニーキャッシュレス利用店が本規約に従う限り、本件機器を無償で2年間（以下「レンタル期間」といい、その始期は本件機器を当社がダイニーキャッシュレス利用店に対して発送した日とします。）レンタルするものとします。なお、レンタル期間の終了日の30日前までに当社から本件機器のレンタル終了の通知がない限り、自動的に同条件でレンタル期間は2年間更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 本件機器が60日以上決済利用されない場合には、レンタル期間は自動的に終了するものとします。
3. 何らかの理由で利用契約又はレンタル期間が終了した場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、本件機器を当該終了の日から30日以内に自己の費用で当社に返却しなければならないものとします。但し、やむを得ない事由があったと当社が判断した場合はその限りではありません。
4. ダイニーキャッシュレス利用店は、前項の規定に違反し本件機器を30日以内に当社に返却しない場合には、別途当社が定める端末の費用を当社が別途発行する請求書に基づき支払うものとします。

第**7**条の**2**　本件機器の保証期間

1. 本件機器の保証期間は、第7条第1項に定めるレンタル期間の始期から1年間とし、レンタル期間が更新された場合であっても延長されないものとします。
2. 前項の保証期間内に本件機器の自然故障（「自然故障」とは、部品又は材料の欠陥その他本件機器の通常の使用に起因する故障をいい、次項各号に該当するものを除きます。）が生じた場合、当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対し、無償で本件機器の交換対応を行うものとします。
3. 次の各号のいずれかに該当する事由による本件機器の故障又は損傷は、前項の保証の対象外とします。
   (1) ダイニーキャッシュレス利用店に故意又は過失がある場合（水没や落下等を含みますが、これらに限られません。）
   (2) 当社の事前の承諾を得ないで、本件機器を改造又は分解した場合
   (3) 当社の推奨した利用方法以外で本件機器を利用した場合
   (4) 水濡れ、落雷、火災その他の外的要因による場合
   (5) 前各号に準ずる事由
4. 前項各号のいずれかに該当する事由による本件機器の故障若しくは損傷又は第1項の保証期間経過後に生じた本件機器の故障について、代替機の準備、本件機器の修理、交換その他の対応に要する費用はダイニーキャッシュレス利用店が負担するものとし、ダイニーキャッシュレス利用店は、当該費用を、当社が別途発行する請求書に基づき当社に支払うものとします。
5. 当社が第2項その他本規約に基づき本件機器の交換対応を行った場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、交換前の本件機器を、交換後の本件機器を受領した日から30日以内に、当社所定の方法により当社に返却しなければならないものとします。この場合、第7条第4項の規定を準用します。交換後の本件機器のレンタル期間及び保証期間は、交換前の本件機器のレンタル期間及び保証期間を引き継ぐものとします。

第**7**条の**3**　加盟店端末

ダイニーキャッシュレス利用店は、加盟店端末を用いて本サービスを利用する場合には、本アプリをインストールするなど当社が別途定める条件及び基準（以下「加盟店端末基準等」といいます。）を満たす加盟店端末を使用し、加盟店端末の製造元その他の第三者が定める規約等（加盟店端末のタッチ決済機能の利用に関するものを含みます。）を遵守するものとします。当社は、加盟店端末の紛失、盗難若しくは故障、当該加盟店端末基準等への不適合又は当社所定の方法によらない操作により本サービスを利用できなかったことについて、責任を負わないものとします。

第**8**条　本代金の代理受領及びダイニーキャッシュレス利用費用

1. ダイニーキャッシュレス利用店は、当社及び決済代行業者等に対して、本代金をダイニーキャッシュレス利用店に代わって代理受領することができる権限を与えるものとします。
2. 当社又は決済代行業者等が注文者から本代金を受領した場合、当該受領の時点で、ダイニーキャッシュレス利用店の注文者に対する注文者間売買契約に基づく本代金の支払請求権は、消滅するものとします。

3. ダイニーキャッシュレス利用店は、当社に対して、ダイニーキャッシュレス利用費用を支払う義務を負うものとします。
4. 当社は、本代金の金額からダイニーキャッシュレス利用費用、これに対する消費税額及び振込手数料の金額を控除した残額（以下「本支払代金」といいます。）を、ダイニーキャッシュレス利用店に対して支払うものとします。本支払代金の支払時期は、当社ウェブサイト上に別途掲示する別表（以下「支払サイクル別表」といいます。）に定めるところによるものとします。なお、支払サイクル別表に定める各期日については、目安の期日を記載しており、ダイニーキャッシュレス利用店は、土日祝日、大型連休及び年末年始などの場合には支払時期が遅れる可能性があること及びダイニーキャッシュレス利用店が契約している金融機関等によって支払時期が遅れる可能性があることを予め了承するものとします。
5. 何らかの事情でダイニーキャッシュレス利用店が当社に対して債務を負った場合には、当社は、当社がダイニーキャッシュレス利用店に対し負担する債務（ダイニー加盟店規約、本規約、ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約及びその他の個別の合意により発生した債務を含み、これらに限定されません。）とダイニーキャッシュレス利用店が当社に対して負担する一切の債務（ダイニー加盟店規約、本規約、ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約及びその他の個別の合意により発生した債務を含み、これらに限定されません。）とを、期限のいかんに拘わらず、いつでも対当額において相殺し、又は本支払代金からの控除により弁済に充当することができるものとします。ダイニーキャッシュレス利用店が当社との間で複数のサービスに関する契約を締結している場合、当社は、いずれの契約に基づく債権債務も本項の相殺又は控除の対象とすることができるものとします。なお、当社がダイニーキャッシュレス利用費用の弁済として受領した金員及び当社が行った当該相殺又は控除が、ダイニーキャッシュレス利用店の当社に対する債務の合計額に満たない場合には、当社は、当社が適当と認める順序及び方法によって充当することができるものとし、ダイニーキャッシュレス利用店は当該充当の指定につき一切異議を述べないものとします。また、本項に基づく控除は本支払代金の支払方法に関する合意であって、本代金又はダイニーキャッシュレス利用費用の額を変更するものではありません。
6. 当社は、前項に基づく相殺又は控除を行う場合、相殺又は控除の明細を管理画面その他当社所定の方法により通知するものとします。

第**8**条の**2**　外貨建決済（ダイナミック・カレンシー・コンバージョン）
1. 当社は、注文者が海外で発行されたクレジットカード等を利用する場合において、注文者自身の選択により、本代金の決済を外国通貨建てで行うことができる機能（Dynamic Currency Conversion。以下「DCC」といいます。）を、本サービスの一部として提供することができるものとします。
2. DCCが適用された場合であっても、本代金の金額は、ダイニーキャッシュレス利用店が注文者に対して提示した日本円建ての金額により確定するものとし、外国通貨への換算に用いられる為替レート及び換算に係る手数料は、本代金の金額、ダイニーキャッシュレス利用費用及び本支払代金に影響を与えないものとします。
3. ダイニーキャッシュレス利用店は、DCCの利用に際し、決済通貨の選択が注文者自身の能動的な選択により行われるようにするものとし、注文者に対して特定の通貨による決済を推奨、誘引又は強制してはならないものとします。
4. 当社は、決済代行業者等の要請その他の事由により必要と判断した場合、当社所定の方法によりDCCを有効化することができるものとし、ダイニーキャッシュレス利用店は予めこれに同意するものとします。ダイニーキャッシュレス利用店は、当社所定の手続により、DCCの停止を申し出ることができるものとします。

第**9**条　アカウント情報の管理
1. ダイニーキャッシュレス利用店は、自己の責任において、本サービスにかかるユーザーID及びパスワード（以下「アカウント情報」といいます。）を管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はダイニーキャッシュレス利用店が負うものとし、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 当社は、本サービスへのログイン時に送信された情報が、ダイニーキャッシュレス利用店により登録された情報と一致することを所定の方法により確認した場合、当該ログインを真正なダイニーキャッシュレス利用店のログインとみなし、ダイニーキャッシュレス利用店による利用とみなします。
4. ダイニーキャッシュレス利用店は、アカウント情報が盗まれ、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第**10**条　禁止行為

1. ダイニーキャッシュレス利用店は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしてはなりません。
   (1) 当社又は外部事業者その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
   (2) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
   (3) 法令又は当社若しくはダイニーキャッシュレス利用店が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
   (4) マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する行為が疑われる行為
   (5) 飲食代金以外の決済に本サービスを利用する行為
   (6) 現金による立替、利用契約を締結する前の取引に関する売掛金等、又は本代金以外の代金に係る売上に関する情報を当社又は決済代行業者等に送信する行為
   (7) 単一の取引を複数の取引に分割して売上として当社又は決済代行業者等に送信する行為
   (8) 事実と異なる売上日や架空、水増しした代金を記載する等、不実、不正の売上に関する情報を当社又は決済代行業者等に送信する行為
   (9) 不正な方法により、不実又は不正確な売上に関する情報を当社又は決済代行業者等に送信する行為
   (10) 当社が事前に認めたダイニーキャッシュレス利用店の店舗以外の店舗に関する取引に本サービスを利用する行為
   (11) 当社の事前の承諾を得ることなく、本件機器、並びに加盟店端末基準等を満たした加盟店端末以外の機器を用いて本サービスを利用する行為
   (12) コンピューターウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
   (13) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本サービスを通じて送信する行為
   (14) 当社による本サービスの運営を妨害するおそれのあると合理的に認められる行為
   (15) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為
2. ダイニーキャッシュレス利用店が前項第11号の規定に違反した場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、当社に対して、違約金として、以下の計算式で算出される金額を支払うものとします。なお、本項の規定は、当社からダイニーキャッシュレス利用店に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

   ■違約金の計算式:

   違約金　＝　違約金基準額　×　2　×　違反が確認された店舗数

   なお、「違約金基準額」とは、違反行為が発覚した日の属する月を基準として直近12ヶ月間（有効期間が12ヶ月に満たない場合は当該有効期間中）において、ダイニーキャッシュレス利用費用が最も高額であった月のダイニーキャッシュレス利用費用の金額を意味します。

第**11**条　不正な取引等の禁止

1. ダイニーキャッシュレス利用店は、注文者との間で、以下の各号のいずれかに該当する取引（以下「不正取引等」といいます。）を行ってはならないものとします。
   (1) 決済代行業者等からダイニーキャッシュレス利用店注文者間売買のオーソリが得られないなどクレジットカード等の不正利用が疑われる取引
   (2) 有効期限が経過しており、その他の事由により無効クレジットカード等の利用する取引又はその疑いがある取引
   (3) 偽造、変造、破損又は不正に取得したクレジットカード等を利用したものと疑われる取引
   (4) クレジットカード等の名義又はクレジットカード等の会員番号等その他のクレジットカード等に関する情報に整合しないと疑われる取引
   (5) クレジットカード等の裏面の署名欄に記載の署名と注文者が記載した署名が同一でないと疑われる取引
   (6) クレジットカード等の暗証番号が無効であると疑われる取引
   (7) クレジットカード等の利用方法に不審な点があると疑われる取引
   (8) 法令等又は本規約に違反すると疑われる取引
   (9) マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する行為が疑われる取引
   (10) クレジットカード等の会員に対して定められるクレジットカード等に関する取扱規則等において、クレジットカード等の会員がクレジットカード等を利用できないと定められる事由（決済代行業者等が定めるチャージバック事由その他の当社に対する支払の拒絶又は返還事由に該当する場合（以下「チャージバック事由等」といいます。）を含みます。）に該当するおそれがあると、合理的に判断される取引

2. ダイニーキャッシュレス利用店は、不正取引等に該当する場合、当社に対して直ちに報告するものとし、当社の指示に従い、当社所定の情報を提供するなど当社又は決済代行業者等の調査に協力するものとします。
3. ダイニーキャッシュレス利用店が第1項又は第2項に違反した場合、当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対して、本支払代金を支払う義務を負わないものとします。また、当社が既に本支払代金を支払済みの場合、当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対し、当該支払済みの本支払代金の返還を請求することができるものとします。
4. 当社は、以下の各号のいずれかに該当すると合理的に認めた場合には、本支払代金の支払を留保することができます。また、当社が既に本支払代金を支払済みの場合において、第1号、第2号又は第4号に該当したとき（該当することが判明したときを含みます。）は、当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対し、当該支払済みの本支払代金の返還を請求することができるものとします。
   (1) 本規約に違反するおそれがある場合
   (2) ダイニーキャッシュレス利用店と注文者との間の本商品に関する注文者間売買契約が解除、取消、無効等の理由により、効力を失うおそれがある場合（決済代行業者等が定めるチャージバック事由等を原因とする場合を含みます。）
   (3) ダイニーキャッシュレス利用店に係る調査（振込先口座の名義の相違の確認、第21条に定める反社会的勢力等への該当性の確認及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく確認を含みます。）を要すると当社が合理的に認めた場合
   (4) 決済代行業者等が、ブランド規則等その他の理由により、当該取引に係る当社への支払を拒否し、留保し、若しくは行わない場合、又は当社に対しこれらを行う旨若しくは検討している旨を通知した場合
   (5) 法令若しくは裁判所の命令に従うため必要がある場合、又は捜査機関若しくは行政機関から要請があった場合
5. 当社は、前項の調査を遅滞なく行うものとし、疑義が解消し、又は調査が完了したときは、遅滞なく支払の留保を解除し、又は返還を受けた金額をダイニーキャッシュレス利用店に支払うものとします。
6. 第4項に基づき支払が留保された金額又は返還された金額については、利息及び遅延損害金は発生しないものとします。但し、当該留保又は返還の開始から30日を経過してもなお疑義が解消せず、又は調査が完了しない場合には、当社及びダイニーキャッシュレス利用店は、当該金額の取扱いについて協議するものとします。
7. ダイニーキャッシュレス利用店と注文者との間の本商品に関する注文者間売買契約が解除、取消、無効等の理由により、効力を失った場合（決済代行業者等が定めるチャージバック事由等を原因とする場合を含みます。）には、当社に帰責性がない限り、ダイニーキャッシュレス利用店が責任を負うものとします。

第**11**条の**2**　差押え等の場合の処理

1. 本規約に基づきダイニーキャッシュレス利用店が当社に対して有する債権について、差押え、仮差押え、滞納処分その他これらに準ずる処分があった場合、当社は、当該債権を法令及び当社所定の手続き（第三債務者としての陳述及び供託を含みます。）に従って処理するものとし、当該手続きによる限り、遅延損害金その他の責任を負わないものとします。
2. 前項の場合、当社は、当該処分の対象となる本支払代金について、当該処分に係る手続が終了するまでの間、その支払を留保することができるものとします。この場合、留保した金額について利息及び遅延損害金は発生しないものとします。

第**12**条　本サービスの停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、ダイニーキャッシュレス利用店に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
   (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
   (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
   (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
   (4) 外部サービスに、トラブル、サービス提供の中断又は停止、本サービスとの連携の停止、仕様変更等が生じた場合
   (5) その他、当社が停止又は中断を合理的に必要と判断した場合
2. 当社は、当社の合理的な判断により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はダイニーキャッシュレス利用店に事前に通知するものとします。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきダイニーキャッシュレス利用店に生じた損害に

ついて、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

第**13**条　設備の負担等

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、スマートフォン、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、ダイニーキャッシュレス利用店の費用と責任において行うものとします。
2. ダイニーキャッシュレス利用店は、自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューターウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 当社は、ダイニーキャッシュレス利用店が送受信した情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、当社はいつでもこれらの情報を削除できるものとします。
4. ダイニーキャッシュレス利用店は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、当社ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を本件機器、ダイニーキャッシュレス利用店のコンピューターその他のデバイス等にインストールする場合には、ダイニーキャッシュレス利用店が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとします。

第**14**条　権利帰属

当社ウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本規約において明示されているものを除き、当社ウェブサイト又は本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。ダイニーキャッシュレス利用店は、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません。）をしないものとします。

第**15**条　利用契約の解除等

1. 当社は、ダイニーキャッシュレス利用店が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合又は該当するおそれがある場合は、事前に通知又は催告することなく、ダイニーキャッシュレス利用店について本サービスの利用を一時的に停止し、又は利用契約を解除することができます。
   (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
   (2) 法令等への違反した場合
   (3) マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に関する行為が疑われる場合
   (4) ダイニーキャッシュレス利用店が当社に提供した情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
   (5) 当社に対する債務の一部又は全部を期日までに支払わず、支払期日より90日が経過した場合
   (6) 決済代行業者等から本サービスの利用を停止する旨の連絡が来た場合
   (7) 当社、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
   (8) 外部利用規約（ダイニーキャッシュレス利用店が外部事業者との間で直接の契約当事者となった場合に限ります。以下同じ。）に違反したことその他の理由によって、ダイニーキャッシュレス利用店が外部事業者から、そのサービスの提供や連携を受けられなくなった場合
   (9) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
   (10) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
   (11) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
   (12) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
   (13) 租税公課の滞納処分を受けた場合
   (14) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けた場合
   (15) 解散した場合（合併による場合を除く。）、清算開始となった場合、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡した場合
   (16) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
   (17) 第3条第5項各号に該当することが判明した場合
   (18) その他当社が合理的な根拠に基づき本サービスの利用を継続することが適切ではないと合

理的に判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. ダイニーキャッシュレス利用店が有効期間終了前に解約を希望する場合（閉店も含みます。）、ダイニーキャッシュレス利用店は、当社に対し、当社所定の方法により解約手続きを行うものとします。その場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、当社に対して発生している全ての債務を弁済します。また、当社は、有効期間終了前の解約について、違約金の規定を定めることができ、ダイニーキャッシュレス利用店はこれを予め了承するものとします。当社が違約金を定めた場合には、ダイニーキャッシュレス利用店は、有効期間終了前に解約する場合、当該違約金の定めに従って、違約金を当社に対して支払うものとします。
4. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりダイニーキャッシュレス利用店に生じた損害について、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
5. 当社は、既に当社に支払われたダイニーキャッシュレス利用費用につき、理由の如何を問わず返金しません。また、利用契約が解除された場合であっても、既に発生しているダイニーキャッシュレス利用費用の支払が免除されるものでもありません。
6. 本条に基づき利用契約が解除された場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、当社の指示に基づき、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

第**16**条　保証の否認及び免責

1. 当社は、本サービスによってダイニーキャッシュレス利用店が利益を上げられることにつき如何なる保証も行うものではありません。本サービスは現状有姿で提供されるものであり、当社は本サービスについて、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証を致しません。
2. ダイニーキャッシュレス利用店が当社から直接又は間接に、本サービス、当社ウェブサイト、本サービスの他のダイニーキャッシュレス利用店その他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。
3. 本サービスが外部サービスと連携している場合において、ダイニーキャッシュレス利用店は外部利用規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、その違反によってダイニーキャッシュレス利用店と当該外部サービスを運営する外部事業者との間で紛争等が生じた場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は当該紛争等について一切の責任を負いません。
4. ダイニーキャッシュレス利用店は、法律の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連してダイニーキャッシュレス利用店が日本及び諸外国の法令に触れた場合でも、当社は一切責任を負いません。
5. ダイニーキャッシュレス利用店は、本サービスを利用することが、ダイニーキャッシュレス利用店に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、ダイニーキャッシュレス利用店による本サービスの利用が、ダイニーキャッシュレス利用店に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
6. 本サービス又は当社ウェブサイトに関連してダイニーキャッシュレス利用店と、注文者、他のダイニーキャッシュレス利用店、外部事業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、ダイニーキャッシュレス利用店の費用と責任において処理及び解決するものとし、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
7. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、本サービス上でダイニーキャッシュレス利用店が送受信した情報の削除又は消失、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連してダイニーキャッシュレス利用店が被った損害につき、当社の故意又は重過失による場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
8. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
9. 当社は、不正アクセスによりダイニーキャッシュレス利用店に被害が生ずることがないよう、合理的な措置を講じるよう努めますが、これらの措置にも拘わらず不正アクセスが行われ、ダイニーキャッシュレス利用店に何らかの損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

10. 当社は、当社の合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局若しくは地方自治体による介入、指示若しくは要請、又は内外法令の制定若しくは改廃を含みますがこれらに限定されません。）により利用契約上の義務を履行できない場合、その状態が継続する期間中ダイニーキャッシュレス利用店に対し債務不履行責任を負わないものとします。
11. 何らかの理由により、当社がダイニーキャッシュレス利用店に対して損害賠償責任を負う場合においても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去1ヵ月の期間にダイニーキャッシュレス利用店から現実に受領したダイニーキャッシュレス利用費用の総額を上限とします。

第**17**条　ユーザーの賠償等の責任

1. ダイニーキャッシュレス利用店は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害（逸失利益、当社が決済代行業者等から違約金等を請求された場合における当該違約金相当額及び弁護士費用を含みます。）を賠償しなければなりません。
2. ダイニーキャッシュレス利用店が、本サービスに関連して注文者及び外部事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、ダイニーキャッシュレス利用店の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
3. ダイニーキャッシュレス利用店による本サービスの利用に関連して、当社が、注文者及び外部事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、ダイニーキャッシュレス利用店は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第**18**条　秘密保持

1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本サービスに関連して、ダイニーキャッシュレス利用店が、当社より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、当社の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、(1)当社から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)当社から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)当社から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. ダイニーキャッシュレス利用店は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、当社の書面による承諾なしに第三者に当社の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 第2項の定めに拘わらず、ダイニーキャッシュレス利用店は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を当社に通知しなければなりません。
4. ダイニーキャッシュレス利用店は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に当社の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。
5. ダイニーキャッシュレス利用店は、当社から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第**18**条の**2**　取引データ等の取り扱い等

1. 当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に関する取引データその他の当社が本サービス及びダイニーキャッシュレス関連サービス等の提供を通じて取得した情報を、与信判断、与信管理及び金融商品の開発・提供の目的で利用（当該各目的を実施するために必要となる第三者への提供も含みます。）することができ、ダイニーキャッシュレス利用店は、これを了承します。
2. ダイニーキャッシュレス利用店は、本サービスの提供のために必要に応じて、決済代行業者等が当社からダイニーキャッシュレス利用店の情報を受領すること、又は決済代行業者等が本代金相当額に係るデータ処理を実施し当該データを当社に対して提供することに同意するものとします。

第**18**条の**3**　加盟店規約未締結利用店の取引データ等の取り扱い等

1. 加盟店規約未締結利用店から当社が本サービス上で取得した情報につき、当社は、以下の目的で利用（以下の各目的を実施するために必要となる第三者への提供も含みます。）することができるものとし、加盟店規約未締結利用店は、これを了承します。
   (1) 本サービスの提供のため
   (2) 本サービスにおける決済サービスの提供のため
   (3) 加盟店規約未締結利用店を管理及び監督するため
   (4) コンテンツその他の情報提供サービス、本サービスが利用しているシステムの利用のため
   (5) 本人確認、認証サービスのため
   (6) 問い合わせ、苦情対応のため
   (7) アンケートの実施のため
   (8) 懸賞、キャンペーンの実施のため
   (9) ポイントサービスの提供のため
   (10) マーケティングデータの調査、統計、分析のため
   (11) 新サービス、新機能の開発のため
   (12) 本サービスが利用しているシステムの維持、不具合対応のため

第**19**条　個人情報等の取扱い

1. 当社による個人情報の取扱いについては、別途定める当社のプライバシーポリシーの定めによるものとし、ダイニーキャッシュレス利用店はこのプライバシーポリシーに従って当社がダイニーキャッシュレス利用店の個人情報を取扱うことについて同意するものとします。
2. ダイニーキャッシュレス利用店は、本サービスの利用に関して知り得た個人情報を秘密として保持し、第三者に提供、開示、漏えいせず、本サービスに関する業務以外の目的に利用してはならないものとします。
3. ダイニーキャッシュレス利用店は、個人情報を漏えい、滅失又はき損することがないように必要な安全管理措置（システムの整備、社内規程の整備、従業員の教育、委託先の監督等を含むがこれらに限られない。）を講じなければならず、個人情報の取扱いについて、注文者との間でトラブル等が発生した場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、自己の費用と責任で対応するものとします。
4. ダイニーキャッシュレス利用店は、個人情報を漏えい、滅失又はき損した場合には、直ちに当社に報告するものとし、当社は、当該報告内容を決済代行業者等に報告することができます。この場合、ダイニーキャッシュレス利用店は、当社又は決済代行業者等の指示に従うものとします。
5. 当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対し、当社又は第三者の広告又は宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信することができるものとします。
6. 当社は、ダイニーキャッシュレス利用店が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、ダイニーキャッシュレス利用店はこれに異議を述べないものとします。
7. 当社が注文者又はダイニーキャッシュレス利用店に関する個人情報を、第18条の2第1項に定める目的で利用し、又は提携金融機関その他の第三者に提供する場合の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他の法令等及び当社が別途定めるプライバシーポリシーの定めによるものとします。

第**19**条の**2** クレジットカード情報等のセキュリティ

1. 本条は、当社又はダイニーキャッシュレス利用店がクレジットカード会員のデータ及び機密認証データ（以下総称して「アカウントデータ」といいます。）を取り扱う場合に適用されるものとします。
2. 当社は、アカウントデータを保存し、処理し、又は送信する場合には、PCI　DSSのセキュリティ要件を遵守し、当該アカウントデータのセキュリティについて、本規約第16条第11項に定める範囲内で、責任を負うものとします。
3. ダイニーキャッシュレス利用店は、アカウントデータの適切な管理のため、本件機器について改ざん及び不正な差替えの有無を定期的に点検し、ダイニーキャッシュレス利用店の役職員に対して改ざん又は差替えの試みに関する注意喚起を行うものとします。当社は、当該措置が不十分であると合理的に認めるときは、その具体的方法につき変更を求めることができるものとし、ダイニーキャッシュレス利用店はこれに応ずるものとします。
4. ダイニーキャッシュレス利用店は、アカウントデータの漏えい、滅失若しくは毀損又はそのおそれを認知した場合には、当社に対し、速やかにその旨を通知するものとします。

第**20**条　有効期間

利用契約は、利用契約の締結日から本申込書記載の有効期限の日又は利用契約が解除されるまでの日

のいずれか早い日が到来するまで、当社とダイニーキャッシュレス利用店との間で有効に存続するものとします。

第**21**条　反社会的勢力等の排除

1. ダイニーキャッシュレス利用店及び当社は、それぞれ自己及び自己の役員又は経営に実質的に関与している者（以下「役員等」といいます。）が下記の各号の者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、及び今後もこれに該当しないことを表明、保証します。
   (1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）
   (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者。
   (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
   (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。
   (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。
   (6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。
2. ダイニーキャッシュレス利用店及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに一つでも該当する行為を行ってはならないものとします。
   (1) 相手方に対して脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、又は相手方の名誉・信用を毀損する行為を行う行為。
   (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
   (3) 相手方に対して法的な責任を超えた不当な要求行為をする行為。
   (4) 暴力団員等である第三者をして前三号の行為を行わせる行為。
   (5) 自ら、その役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員等へ資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する行為。
   (6) その他前各号に準ずる行為。
3. ダイニーキャッシュレス利用店及び当社は、相手方が前2項のいずれか一つにでも違反した場合は、別段の催告を要せず利用契約を解除することができるものとします。
4. ダイニーキャッシュレス利用店及び当社は、前項により利用契約を解除されたことを理由として、相手方に対し、損害賠償を請求することができないものとします。また、前項により利用契約を解除された場合、当事者は、当該解除によって相手方に生じた損害の一切を相手方に賠償する義務を負うものとします。

第**22**条　本規約等の変更

1. 当社は、本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、本規約（当社ウェブサイトに掲載する本サービスに関するルール、諸規定等を含みます。以下本項において同じ。）の内容を変更できるものとします。当社は、本規約の内容を変更する場合には、変更の内容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとします。告知された効力発生時期以降にダイニーキャッシュレス利用店が本サービスを利用した場合には、ダイニーキャッシュレス利用店は、本規約の変更に同意したものとみなします。
3. 前項の規定にかかわらず、ダイニーキャッシュレス利用費用の金額又は利率の変更を行う場合、当社は、ダイニーキャッシュレス利用店に対して、当該変更の効力発生日の1ヶ月前までに、(ⅰ)当該変更後におけるダイニーキャッシュレス利用費用の金額又は利率及び(ⅱ)当該変更の効力発生日を通知するものとします。ダイニーキャッシュレス利用店は、効力発生日までに当該変更に関して異議を述べなかった場合、その時点で、変更後におけるダイニーキャッシュレス利用費用の金額又は利率に同意したものとみなし、それ以降、当該変更後の金額又は利率が適用されるものとします。ダイニーキャッシュレス利用店が当該変更に関して異議を述べた場合、ダイニーキャッシュレス利用店との間の利用契約は、当該異議を述べた日が属する月の末日に終了するものとします。なお、当該終了の場合には、第15条第3項に定める違約金は発生しないものとします。なお、ダイニーキャッシュレス利用費用の支払に関連する支払サイクル別表の内容及び条件の改定は、本項ではなく前項の定めるところによるものとします。

第**23**条　連絡/通知

本サービスに関する問い合わせその他ダイニーキャッシュレス利用店から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社からダイニーキャッシュレス利用店に対する連絡又は通知は、当

社の定める方法で行うものとします。また、当社からの通知は、当社に登録されたメールアドレスにメールを送信することをもってメールが通常到達すべきときに到達したものとします。

第**24**条　利用契約上の地位の譲渡等

1. ダイニーキャッシュレス利用店は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。ただし、ダイニーキャッシュレス関連サービス等規約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を第三者に譲渡（事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします。）した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにダイニーキャッシュレス利用店の情報その他の顧客情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ダイニーキャッシュレス利用店は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。
3. ダイニーキャッシュレス利用店は、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、株式譲渡その他の事由（以下「支配権移転事由」といいます。）により、ダイニーキャッシュレス利用店の経営権又は実質的な支配権に変更が生じる場合には、あらかじめ当社所定の方法により当社に届け出るものとします。なお、支配権移転事由が生じた場合であっても、当社は、当社のダイニーキャッシュレス利用店に対する債務の弁済先の銀行口座の変更の届出がない限り、承継人の銀行口座等に支払う義務を負うものではなく、ダイニーキャッシュレス利用店の従前の銀行口座に振り込むものとします。
4. （ⅰ）前項の届出がない場合又は（ⅱ）前項の届出があったものの、当社が利用契約を継続することを不適当と判断した場合、当社は、何らの催告を要することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。この場合、第15条第2項を準用します。
5. 前項の規定に基づく当社の措置によりダイニーキャッシュレス利用又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切その損害を賠償しません。

第**25**条　完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社とダイニーキャッシュレス利用店との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社とダイニーキャッシュレス利用店との事前の合意、表明及び了解に優先します。

第**26**条　分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及びダイニーキャッシュレス利用店は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第**27**条　存続規定

第6条、第7条第3項及び第4項、第7条の2第5項、第8条第5項及び第6項、第9条第2項、第11条第3項、第4項後段、第6項及び第7項、第11条の2、第12条第3項、第13条、第14条、第15条第2項から第6項までの規定、第16条、第17条、第18条、第18条の2、第18条の3、第19条、第19条の2第2項、第21条第4項並びに第23条から第28条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第18条については、利用契約終了後5年間に限り存続するものとします。

第**28**条　準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第**29**条　協議解決

当社及びダイニーキャッシュレス利用店は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

制定日・改定日:
2024年8月9日制定
2026年3月1日改定
2026年6月18日改定

2026年11月16日改定